

平成23年5月23日

鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会
委員 様

鳥取市議会
議長 中西 照典

委員辞任願に係る不許可の理由について

このことについて、議会運営委員会から提出された平成23年5月13日付けの答申で、同委員会を構成する4会派のうち、3会派の多数が「不許可」とされたことを踏まえ、下記の理由により「不許可」としました。

記

鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会は、「鳥取市議会委員会条例」「鳥取市議会議会運営委員会申し合わせ事項」等に基づき、本会議の議決を経て設置され、その委員は本会議に諮って就任されたものです。

委員会出席及び審議は議員としての責務であり、委員会に付託された調査事項の審査終了まで、正当な理由なく辞任することは許されるものではないと考えます。

「正当な理由」の有無については、出席の意思の有無が重要な基準とされており、出席の意思があるがやむを得ない理由、例えば病気などの場合は、正当な理由に該当するとされています。

従って、委員会出席が議員としての責務である以上、出席の意思を持たない今回の辞任理由を正当な理由と認めることはできません。

また、委員会の審議に関する辞任理由については、委員会は「鳥取市議会委員会条例」「鳥取市議会会議規則」に基づき、適切に運営されているとともに、審議は尽くされていると判断しており、このことから正当な辞任理由と認めることはできません。